

社会福祉法人友愛苑報酬支給基準

（評議員の報酬）

- ・ 無報酬とする。
- ・ 出張等法人の業務に携わったときには、費用弁償として日当2,000円を支給する。

（理事の報酬）

- ・ 無報酬とする。
- ・ 出張等法人の業務に携わったときには、費用弁償として日当2,000円を支給する。（理事長及び職員には、支給しないものとする。）

（監事の報酬）

- ・ 無報酬とする。
- ・ 出張等法人の業務に携わったときには、費用弁償として日当2,000円を支給する。

（評議員選任・解任委員会）

- ・ 無報酬とする。
- ・ 出張等法人の業務に携わったときには、費用弁償として日当2,000円を支給する。（理事長及び職員には、支給しないものとする。）

附則

この基準は、平成29年1月10日から実施する。